

第5章 バリアフリーに関するソフト施策

1. 心のバリアフリーについて

高齢者や障がい者等の円滑な移動および建築物等の施設の円滑な利用を実現するためには、施設や車両等の整備だけでなく、市民一人ひとりが支えあいの精神をもち、高齢者や障がい者等に対する理解を深めていく必要があります。

そのため、市民の誰もが、移動等に不自由な人に手を差しのべられ、地域社会全体が相互に協力し合うことができるよう「心のバリアフリー」を推進します。

◆心のバリアフリーとは(ユニバーサルデザイン 2020 行動計画より)

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあうことです。

そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし、継続することが必要であり、それを体現するためのポイントは、以下の3点とされています。

- 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- 障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。
- 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とのコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

*こんな場面に遭遇したら、あなたならどうしますか？



優先席がいっぱい座れない…

エレベーターを利用する人が多くて、ベビーカーで入るのをためらう…



一般の自動車が駐車していて、障害者専用駐車区画を利用できない…

点字ブロックの上に自動車が停まっていて通行の妨げになっている…



心のバリアフリーの第一歩は、困っている人に気づくこと、声をかけることから始まります。

社会には様々な人々がいることを理解し、自分の周りにはどのようなバリアを感じている人がいるのか、バリアをなくすためにどのようなことが必要なのか、私たちの気づきや対応、意識ひとつで、高齢者や障がい者等の円滑な移動や施設利用等が可能となり、誰もが暮らしやすい社会につながります。

2. バリアフリーの推進に向けた取組

2-1. 心のバリアフリーの推進に向けた取組

移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」の取組の推進にあたっては、市民や事業者、行政等がそれぞれの立場で、期待されている役割、担っていくべき役割を理解し、協力しながら取り組むことが重要です。

(1) 市民の役割・取組

市民一人ひとりがバリアフリーへの理解を深め、高齢者や障がい者等の立場に立ち、行動することで、お互いが相手を理解し、尊重することができる「心のバリアフリー」を推進する役割を担います。

□主な取組内容

- ・高齢者や障がい者等、困っている人への手助けの実施
- ・バリアフリースイッチや障害者等用駐車区画等について、真に必要としている人の利用の妨げとならないような配慮
- ・自動車や自転車の運転マナーなど、思いやりのある行動
- ・点字ブロック上に自動車を駐車するなどの無配慮によるバリアの創出の防止



(2) 事業者の役割・取組

交通事業者や施設事業者等は、社員・職員の教育や意識醸成等により、事業者個々人の配慮ある対応を推進し、高齢者や障がい者等の、安心して円滑な移動や施設利用等を推進する役割を担います。

□主な取組内容

- ・交通事業者等におけるバリアフリーに対する理解促進のための社員教育・訓練の実施
- ・バリアフリー化推進の広報、啓発活動の実施

◆鉄道事業者による職員教育・訓練の実施 (JR)

駅設備を保守管理する部署におけるバリアフリーキーマンの指定や、サービス介助士資格取得研修等による、社員教育・訓練を実施します。また、高齢者や障がい者等を見かけた際に、積極的に声掛けを行い、サポートする「声かけ・サポート運動」を継続して実施します。

◆バス事業者による職員教育の実施 (秋田県バス協会)

高齢者や障がい者等のバス利用に際しての接客マナーなどの向上を図るため、バス運転士やガイド等を対象に研修を実施します。



◆バリアフリー化推進の広報、啓発の実施

(秋田県バス協会等)

「秋田バスまつり」において、東北運輸局秋田運輸支局、バス協会、バス事業者と共同で、高齢者と障がい者の疑似体験によるバリアフリー教室を実施します。



(3) 行政の役割・取組

行政は、広報活動、啓発活動、教育活動等の推進により、市民一人ひとりがバリアフリーへの理解を深め、お互いが相手を理解し、尊重することができる「心のバリアフリー」を推進する役割を担います。

□主な取組内容

- ・バリアフリー教室の開催等による市民へのバリアフリー教育の機会の提供
- ・広報あきた等の活用による心のバリアフリーについての周知や、「エイジフレンドリーパートナーづくり推進事業」の実施等による高齢者、障がい者等への理解の促進と対応の向上

◆バリアフリー教室の実施(秋田市)

一人でも多くの市民にバリアフリーへの理解を深めてもらうことを目的に、秋田市社会福祉協議会、秋田市身体障害者協会、国土交通省東北運輸局秋田運輸支局、秋田中央交通・秋田県バス協会および秋田県ハイヤー協会等と連携を図りながら、小学生を対象とした高齢者や障がい者の疑似・介助体験を行うバリアフリー教室を開催します。



◆エイジフレンドリーパートナーづくり推進事業の実施(秋田市)

高齢者や障がい者等に“やさしい取組”を継続して行う企業、事業者等を登録する制度です。

登録事業者等は登録証等を交付し、市民へ広く紹介していきます。

～高齢者や障がい者等に
“やさしい取組”の例～

- ・トイレを分かりやすく表示する
- ・説明を大きな文字にする
- ・休憩できるベンチを設置する 等

◆障害者等用駐車区画利用制度の実施(秋田県)

公共施設・商業施設等に設置されている「障害者等用駐車区画」の利用対象者に対して利用証を交付し、利用対象者を明確化することにより、同駐車区画の適正な利用を促進します。



◆ヘルプマーク・ヘルプカードの配布(秋田県)

外見からは障がいなどがあると分からない人が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのもの、「支援が必要な人」と「支援できる人」をつなぐため、普及を推進します。



2-2. その他の関連する取組

本市では、心のバリアフリーだけでなく、ソフト施策を中心として、高齢者や障がい者等の円滑な移動や施設利用等の促進に向けた取組を実施します。

□主な取組内容

- ・高齢者や障がい者等のバス利用促進に向けた事業
- ・障がい者の移動支援事業
- ・冬期における間口の除雪、歩行空間の確保
- ・道路、公園等の工事情報の提供

◆高齢者や障がい者等のバス利用促進に向けた事業（秋田市）

*高齢者コインバス事業

⇒65歳以上の高齢者を対象に、市内の路線バスについて100円で乗車が可能。

*身体障がい者等のためのバス割引制度

⇒身体障害者手帳又は療育手帳の所持者で、在宅のかたを対象に、福祉特別乗車証を交付し、手帳による割引と併用により市内生活路線を無料で利用可能。



*精神障がい者等のためのバス割引制度

⇒精神障害者保健福祉手帳の所持者のうち、精神疾患の治療のための通院、社会復帰・社会参加のための通所等を目的としたバス利用者を対象に、福祉特別乗車証を交付し、手帳による割引と併用により、無料で利用可能。

◆障がい者等のための移動支援事業（秋田市）

障がいがあり、屋外での移動が困難な方に、官公署用務、町内・地域活動等の社会参加で外出する際の支援を行います。

Topic

身体障害者手帳等保有者に対する主な割引制度 (令和4年3月時点)

各事業者において、身体障害者手帳等を保有するかたに対し、様々な割引制度を実施しています。詳細については、各事業者にお問合せください。

◆JR 運賃の割引 (JR)

割引のお申し出の際は、身体障害者手帳もしくは療育手帳(旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種又は第2種の記載があるもの)が必要となります。

対象	割引乗車券類	割引率	備考
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	
第1種障がい者とその介護者 又は12歳未満の障がい者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く。)	50%	
第1種、第2種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合

お問合せ先:JR 東日本お問合せセンター TEL 050-2016-1600

◆バス運賃の割引 (秋田県バス協会)

バスを降りる際に手帳を提示することにより、運賃が割引となります。

*身体障害者手帳、療育手帳をお持ちのかた

	第1種身体障害児(者)又は療育手帳Aをお持ちのかた	12歳未満の第2種身体障害児又は療育手帳Bをお持ちのかた	12歳以上の第2種身体障害児(者)又は療育手帳Bをお持ちのかた
割引対象者	本人および介護者	本人および介護者	本人
路線バス	割引率:50%		

*精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

	精神障害者保健福祉手帳
割引対象者	本人
路線バス	割引率:50%

お問合せ先:秋田中央交通株式会社 TEL 018-823-4411

◆タクシー運賃の割引 (タクシー事業者)

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたがタクシーに乗車したときに手帳を提示することで運賃が1割引になります。

また、秋田県警察等と協力し、運転免許を返納して「運転経歴証明書」を取得した65歳以上の高齢者が、買物や通院などで外出しやすい生活環境をつくるため、「運転免許返納高齢者割引タクシー制度」を実施しています。タクシー利用時に「運転経歴証明書」を提示していただくと、乗車運賃が1割引となります。

お問合せ先:(一社)秋田県ハイヤー協会 TEL 018-864-1351